

件名	愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年8月22日公布、子ども・子育て支援法施行日（政令で定める日）施行）

【制定の概要】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）の一部が改正され、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないこととされたことに伴い制定

○ 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（規定する項目の例）

項目	内容										
1 総則	<ul style="list-style-type: none"> ・基準の目的等を規定 										
2 設備に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・園舎及び園庭を設けること。 ・園舎は、原則2階建以下とすること。 ・園舎及び園庭は、原則同一敷地内又は隣接地に設けること。 ・職員室、保育室、遊戯室、保健室、調理室等を設けること。 										
3 運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の園児については、教育を行うため、学級（原則35人以下）を編制すること。 ・各学級ごとに専任の保育教諭等を1人以上置くこと。 ・園児の教育及び保育に直接従事する職員を置くこと（常時2名以上）。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満4歳以上の園児</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・毎学年の教育週数は、39週を下回ってはならないこと。 ・教育時間は4時間、保育時間（教育時間を含む。）は8時間とすること。 ・子育て支援事業のうち、認定こども園の所在する地域において実施することが必要と認められるものを行うこと。 	園児の区分	員数	満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人	満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人	満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人
園児の区分	員数										
満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人										
満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人										
満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人										
満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人										
4 独自基準	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策を義務付け ①災害種別ごとの施設防災計画を策定すること。 ②避難及び消火に対する訓練を少なくとも毎月1回行うこと。 ③食糧、飲料水等の生活物資の備蓄に努めること。 										
5 特例	<ul style="list-style-type: none"> ・みなし幼保連携型認定こども園の職員配置 ・既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合の設備の面積、保育室の設置、園庭の代替地等について特例を設ける。 										

施行日 認定こども園法の一部を改正する法律の施行の日

【その他参考事項】

1 幼保連携型認定こども園

学校であると同時に児童福祉施設としての性質も有する単一の認可施設。

2 設置主体

国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ。